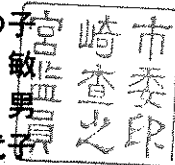




宮 監 公 表 第 1 9 号
令和 3 年 4 月 2 3 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河 野 まつ子
荒 木 敏
上 野 悦男
嶋 田 喜代子



定期監査措置状況の公表について

令和 2 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
建設部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



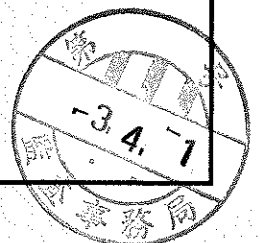
(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：建設部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (土木課) ①令和元年度の市外旅行について、次のような不備があった。 ア 東京経由新潟市(5月21日～23日)への鉄道賃について、上野駅を起点とすべきところ、東京駅を起点としたため、420円多く支給していた。 【正】 5/21 モノレール+山手線内 定額 1,000円 上野⇒新潟 運賃 9,840円 5/23 新潟⇒上野 運賃 9,840円 モノレール+山手線内 定額 1,000円 計 21,680円 【誤】 5/21 モノレール+山手線内 定額 1,000円 東京⇒新潟 運賃 10,050円 5/23 新潟⇒東京 運賃 10,050円 モノレール+山手線内 定額 1,000円 計 22,100円 差額 420円 イ 埼玉県戸田市(10月7日～11日)への鉄道賃について、JR山手線の駅を起点とすべきところ、JR山手線の駅ではない赤羽駅を起点としたため、100円少なく支給していた。 【正】 10/7 モノレール+山手線内 定額 1,000円 田端⇒戸田 運賃 220円 10/11 戸田⇒田端 運賃 220円 モノレール+山手線内 定額 1,000円 計 2,440円 【誤】 10/7 モノレール+山手線内 定額 1,000円 赤羽⇒戸田 運賃 170円 10/11 戸田⇒赤羽 運賃 170円 モノレール+山手線内 定額 1,000円 計 2,340円 差額 100円	① ア 多く支給していた旅費については、令和3年3月に戻入処理を行った。今後は、旅費支給条例をはじめ関係規則や通知等に基づき、適正な事務処理を行う。 イ 未支給の旅費については、令和3年3月に追給処理を行った。今後は、旅費支給条例をはじめ関係規則や通知等に基づき、適正な事務処理を行う。 ウ 今後は、旅行後に旅行命令書および旅行者から提出された領収書を複数名で確認し(確認様式を作成)精算を行う。また、必要に応じて追給・戻入処理を行う。



ウ 建設企業委員会視察（7月23日～25日）に係る概算払い旅費について、航空機を利用したときには領収書を添付し精算すべきところ、領収書が添付されていなかった。

（建築住宅課）

- ①令和元年度の複写機再リース（執行伺額：749,088円）の契約事務について、予定価格は見積書と比較できるよう設定すべきところ、比較できないものとなっていた。
- ②行政財産使用許可台帳について、行政財産の使用許可に関しその現状を明らかにすべきところ、使用料収納状況の記載がなかった（全件）。（平成28年度定期監査で指摘）
- ③令和元年度の行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免について、部長の専決であるにもかかわらず、部長の決裁がなかった（8件）。

①事務処理手続きについて財務規則を再確認するとともに、複数職員による精査を徹底し、今後の事務処理を適正に行う。

②平成31年度以降の使用料収納状況の台帳記載を行った。今後は、公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行う。

③令和2年度以降については、部長決裁の対応を行っている。今後も、事務決裁規定に基づき、適正な事務処理を行う。

○内部統制について

内部統制の観点から、複数人によるチェック体制の再整備及び旅費精算の確認様式の作成等リスク対応策の見直しを行った。今後は、行政財産目的外使用許可、旅費関係等の全庁的なリスク対応状況も踏まえ、リスク顕在化の更なる防止に努めていく。

令和3年3月30日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

